

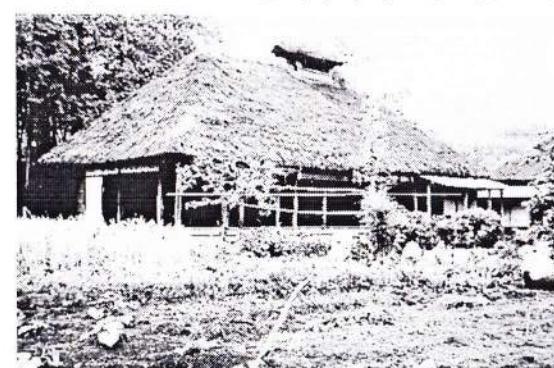
## 面瀬の淵源をさぐる

齋藤敏氏所蔵「大前・熊谷家」文書について

宮城女子学院大学 大平聰 教授

三十周年記念事業実行委員長の佐藤正儀氏から平成二十四年七月に「ここは昔からの家です。でも跡継ぎの方が絶えてしまい、あとは何か建物がたつようだ。」と言られた。確かに面瀬川沿いのやや小高い土地に古そうな建物があつた。その家が面瀬地区名由来と深く関係あるお宅とはその時は全く認識していなかつた。屋号は「大前」姓は熊谷である。

平成二十五年になり面瀬地区社会福祉協議会副会長の齋藤敏氏ご来校の折に丁度三十周年記念事業名譽実行委員長の熊谷勝氏と同席することがあり、話は面瀬地区の歴史に及んだ。その時に熊谷様どうしが遠戚関係にあること。



▲大前・旧熊谷家 ▲

そして齋藤敏氏の母上のご実家が大前・熊谷家であることを知つた。そしてこの震災で大前の家を唐桑の被災された方にお貸ししていたが、その時に大前家建物のどこぞやらから三つの古文書が出てきたという。相当古く貴重な文書だと思い、表具していると伺つた。その時に丁度、牧野珪舟氏編の「松岩郷土誌略年表」があつたのでお見せしたところ、「安土桃山期、文禄二年（一五九三年）熊谷次郎左右衛門 上折壁熊谷より移住、佐藤丹波家を相続」とあるところを見つけて、

「ああ、大前・熊谷のことが載つている。このことらしいことが大前の建物から、この間見つかつた古文書にあります。」

と大変に感激された。後日、その古文書三通を学校にお持ちになられた。全くなっている碩学、宮城女子学院大学の大平聰教授に連絡をとり、解説をお願

いした。先生は氣仙沼小学校の学校歴史を研究するために来氣された折り急遽面瀬小学校を訪れて三通を写真に撮られていかれた。その後先生から郵送で三通についての現代語訳文を頂戴した。その訳文を紹介すると

### △第一文書△

現代語訳；宮城学院女子大教授 大平聰氏 人命番号；筆者

先祖は佐藤丹波といいます。

ごく昔、文禄二年癸巳の年八月に熊谷次郎左衛門①というものが、東山郡上折壁熊谷から当地にやつて来て、丹波の家を相続しました。

金山を修理し、田畠を切り開いて百姓を相続しました。

男子が一人いて、治兵衛②といい、女房は当地生まれです。三十二歳のとき、寛永十八年三月に田畠が御竿入（検地を受けて課税対象地となること）になりました。御竿に答え、高二貫七百六十四文となり、上面瀬屋敷の治兵衛②として御竿答を首尾良くすませた（課税対象者として正式の百姓に認められたということか）。

治兵衛②は四十二歳で隠居し、遠界行人②と名乗りました。

宝暦二年壬申の年、弥治右衛門③が跡を相続しました。

文禄二年から天和二年まで、九十年になり、弥治右衛門③の跡を相続しております。祖父④の本生として伝えきてきたことを書き記すものです。

天和二年癸戌の年二月

上面瀬屋敷

弥五右衛門⑤

天和二年癸戌二月

上面瀬屋敷

頭家伊助

当 年 六 十 二 歲

まさに大前・熊谷家の由緒由来を示

▲古文書三通内熊谷家由緒文・第一文書写真▲

す貴重な古文書と考える。牧野珪舟氏はこの第一文書をもつて「松岩郷土誌略年表」に熊谷家のこと記したに違いない。

分かったことは

A 「上面瀬屋敷」とあるように「面瀬」名は江戸期初期もしくは以前からあつただろうと言うことである。つまり地域一般に「面瀬川」または「面瀬」を「傾城川」または「傾城」由来としているが疑義を生ずる。産金地に必ず傾城はありとはいうものの、「傾城を面瀬に音転換」は全国的にみて、なかなか散見できない。

B 東山郡上折壁熊谷からやつて来て、丹波の家を相続した熊谷氏が「金山を修理」したということである。つまり現面瀬川中流域付近にあっても金山が存在していたということである。文献（階上村誌等）は一時的に江戸初期に産金は復活したというが岩月方面についてであり、現面瀬川中流域付近の産金はあまり語られていなかった。三陸金鉱脈ベルトの証左でもありますか。

疑問に感じることは、

C 屋号が「大前」でなく「上面瀬屋敷」ということだ。現在もしくは明治期からは大前と屋号で呼んだのであろうが、三文書には大前は出てこない。屋号は大前で、屋敷名は上面瀬屋敷か。少し合点がいかない。いつたい大前という、つい近年までの屋号名はどこからついたか。一つだけ言えるのは、年貢のための竿立（検地）により年貢対象のとれ高が二貫七百六十四文ということは、米で約八・二トンということで大変な収量であった。このような有力百姓は村の百姓集団の役柄などを与えられる「大前おおまえ百姓」といった。この大前から屋号として名付けられることもあり得る。また、言い伝えではこの熊谷家の前に神仏があり、その前の家なので「御前」から「大前」と音転換したともある。いずれ不明だ。

## △第二文書△

土地分割願い

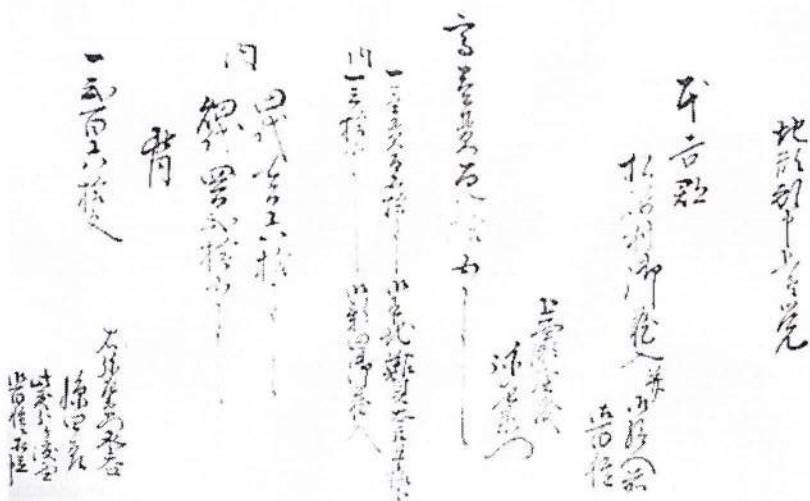
上面瀬屋敷の弥左衛門が、弥左衛門の水呑百姓である孫四郎に土地を分け与え、孫四郎を面御百姓に加える

（面積は略）

右の通りに、松崎村上面瀬屋敷の弥左衛門⑥は段々疲弊し、お蔵に納める諸税、地頭鮎貝太郎平様の年貢を納めることにも差し支えるようになつたため、お互いの都合により、弥左衛門⑥の土地を水呑の孫四郎⑦に永代売りして、孫四郎⑦を面御百姓に立てることとします。弥左衛門⑥は、諸税を残りなく納めます。

孫四郎⑦は、年貢など諸税を滞りなくおさめることができるものです。

以後、何も申し入れることがないことを証明するため親類、組頭、当地の肝煎、特に御村の肝煎が立ち会い、土



▲古文書三通内熊谷家 元禄九年の土地分割願い文・写真▲

地を見届け、連判して、この処置を確認して申し上げますので、願いの通りにお認め下さい。

元禄九年六月十一日

見て取れることは、

A 第一文書の弥五右衛門以前の土地の分割願いである。特に弥左衛門が田畠經營はかどらず、年貢納税に滞ることがあって縁者の孫四郎に分割し売り払うことがあつたことを記した文書であり、本百姓とは言え土地經營には苦労があつたようだ。

B 水呑百姓が御百姓になつたことを示す文書であり、江戸期農民の身分制においても水呑が本百姓になるという史実は実に価値があり江戸期の農民の合理性というか、民度というかそのようなものを強く感じる。つまり厳しい身分制の江戸期でも「努力さえすればいかにでもなる」ということではないか。また百姓としての納税の力が落ちれば他者に田畠を譲ることもありえることも示している。

C その田畠分割においての証明者として、親類、組頭、当地の肝煎、村の肝煎が立ち会い、土地を見届け、連判しているということは、やはり江戸封建体制の厳しい側面も伺える。土地の売買について親族、村役人あげての証明と責任というものは、封建制度が松崎村までおよんで、しかも徹底されていることに驚く。

### △第三文書

往古、面瀬屋敷の田畠を開墾した熊谷次郎左衛門①の親類に相違ありません。

元禄年間の頃、出羽の国鮎貝からやつて来て当村の地頭になり、川原屋敷熊谷角左衛門⑧という者が、御家中に召し出されました。明治三年まで奉公して勤めておりましたが、（明治維新の措置により）御地頭様は言うまでもなく、家中のすべての人が農業を生業とすることになりました。

熊谷角左衛門⑧の跡を継いだ同苗（熊谷）の卯源次⑨という者が四十六歳に

なり、今に至つて、先々の非を後悔し、先年の通り、親類として受け入れていただきたいと願い上げました。そうしたところ、親類一統吟味し、相談して、先年の通り、親類として受け入れていただくこととなつたことは大変ありがたいことです。今後子々孫々に伝えていくために、親類一統連判して始末書を差し上げおくものです。

明治十年丑九月

（連判略）

熊谷卯久太⑩ 殿



▲古文書三通内熊谷家 明治十年の親類願い入れ文・写真▲

読み取れることは、

A

出羽の国から、松崎村の地頭として当地を治めた鮎貝氏へ、川原屋敷の熊谷角左衛門という者が仕えるようになつたこと。そして面瀬屋敷の分家であらう川原屋敷の角左衛門の血筋が明治初年まで當々と鮎貝家に仕えていたことがうかがえる。その血筋の何代目かの卯源次がこの文書を作つたか、作つてもらつたと言える。宛先は熊谷卯久太。宛先だから熊谷卯久太が親類の統領とでも言えまい。

B

内容には「先々の非を後悔し、先年の通り、親類として受け入れていた  
だきたい」とあり何らかの過去の不始末があり、親類として扱いがないために不利益があつたので、親戚にも印鑑での連判証明をしてもらい親類として再び扱つてもらいたいとの願い書と思われる。

C

明治初年においても江戸期の庶民習慣は残つており、親戚、親類という集団から孤立することは非常に困難を伴うものであつたようだ。また、親類復帰するのに親類一統の連判署名が必要であつたこともかなり強固な親族団結を物語り、文明開化の東京などの大都會とは全く異にする。